

北海道福祉サービス第三者評価機関認証取消事務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、評価機関の認証取消に係る委員会の意見聴取を実施する前に、評価機関からの聴聞の手続を規定することで、客観性及び公平性を担保することを目的とするものである。

(公開の要否)

第2条 聴聞は非公開で行う。

(聴聞の評価機関への通知)

第3条 聴聞の評価機関への通知は、機構の代表者名で、次の事項を記載した文書（別記様式）でもって行う。

- (1) 聴聞を行う日時及び場所
- (2) 認証の取消に該当する事実
- (3) 通知した日時又は場所に、相当の理由なしに出頭しなかったときは、当該事実を認めたとみなし、認証委員会に報告を行うこと

(聴聞の実施に対する回答)

第4条 評価機関は前条の通知に対して、聴聞の期日の4日前までに「聴聞の実施に係る回答票」を機構に提出するものとする。

(聴聞の主宰者)

第5条 聴聞の主宰者は、福祉サービス第三者評価機関認証委員会委員長をもって充てる。

(聴聞の聴取者)

第6条 聴聞の聴取者は複数とし、主宰者に加えて、委員長が指名する委員をもって行

う。

(評価機関による意見陳述等)

第7条 評価機関は、聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(代理人による意見陳述等)

第8条 評価機関は聴聞の期日に出席しない場合には、評価機関に代わって代理人を聴聞の期日に出席させ、意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出することができるものとする。

2 前項を実施するにあたっては、評価機関は、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に係る代理権の範囲を記載した代理人選任届（様式自由）を機構に提出しなければならない。

(補佐人の出席)

第9条 聴聞の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の住所、氏名、職業等を記載した補佐人出頭許可申請書（様式自由）を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けなければならない。

(出席に係る経費の不支給)

第10条 評価機関、代理人、補佐人の出席に係る経費は支給しない。

(資料の閲覧)

第11条 評価機関は、認証の取消に係る資料の閲覧を求めるときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 閲覧をしようとする資料の件名その他の資料を特定するために必要な事項

2 機構は、前項の請求書の提出があった場合において、当該請求に係る資料を閲覧に供

することとしたときは、その場で当該資料を閲覧に供することとしたときを除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して請求者に通知しなければならない。

3 機構は、前項の場合において、同項の聴聞の期日においてこれを閲覧に供することができないときは、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して請求者に通知しなければならない。

4 主宰者は、前項の規定により閲覧の日時及び場所が指定されたときは、当該閲覧の日以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

(資料の写しの交付)

第12条 機構は、資料を閲覧に供することとしたときは、当該資料を閲覧した者の求めに応じ、当該資料の写しを交付することができる。

(聴聞の実施結果)

第13条 聴聞の主宰者は、聴聞終了後速やかに、文書をもってその状況を認証委員会に報告する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(様式)

北福機発第 号
年 月 日

(評価機関名)

(評価機関代表者名) 様

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構代表
(公益社団法人北海道社会福祉士会 会長)

聴 聞 通 知 書

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構は、評価機関である貴社に対して処分を行う予定ですが、この処分に対する貴社からの聴聞を、下記要領にて実施いたしますので、通知します。つきましては、別紙回答票により出席等について、年(平成 年) 月 日 (曜日) までに返信ください。なお、聴聞の日時又は場所に、相当の理由なく出席しなかったときは、下記5の事実を認めたものとし、北海道福祉サービス第三者評価機関認証委員会に報告を行うこととなります。

記

1 日時

年(平成 年) 月 日 (曜日) 時から

2 場所

(札幌市 区)

※ 開始5分前までに、 までお越しく下さい。

3 主宰者

北海道福祉サービス第三者評価機関認証委員会 委員長

4 予定される処分の内容

北海道福祉サービス第三者評価機関認証要綱(以下「認証要綱」という。)第10条に規定する認証の取消

5 処分の原因となる事実

6 聴聞の公開の有無

非公開とする。

7 聴聞に際しての留意事項

- (1) 貴評価機関は、聴聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出席に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- (2) 貴評価機関が聴聞の期日に出席しない場合には、貴評価機関に代わって代理人を聴聞の期日に出席させ、意見を述べさせ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に係る代理権の範囲を記載した代理人選任届（様式自由）を聴聞の期日の4日前までに当機構に提出してください。
- (3) 聴聞の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の住所、氏名、職業等を記載した補佐人出頭許可申請書（様式自由）を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- (4) 貴評価機関がその他のやむを得ない理由がある場合には、当機構に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- (5) 貴評価機関又は代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- (6) 出席に当たって、旅費は支給しません。
- (7) 聴聞においては、記録のため録音を行います。
- (8) 本件についてご不明の点は、下記へお問い合わせください。

(担当 電話)

(別紙様式)

年 (年) 月 日までに当機構に必着で提出してください。

聴聞の実施に係る回答票

1 聴聞の実施日時

年 (年) 月 日 (曜日) 時から

2 聴聞の実施場所

(札幌市 区)

3 聴聞への出席等について

出席 ・ 日時等の変更 ・ 欠席

※ 以上のいずれかに○をつけてください。

※ 日時等の変更を希望する場合は、5に記載ください。

※ 欠席となる場合は、聴聞通知書の記5の事実を認めたものとし、北海道福祉サービス第三者評価機関認証委員会に報告を行うこととなります。

4 聴聞への出席者の氏名、住所、電話番号、貴評価機関との関係

・
・

5 聴聞期日の変更等について

(1) 変更申出の内容

- ・ 日時
- ・ 場所

(2) 変更申出の理由